証券コード　9308
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都中央区勝どき一丁目13番６号
乾汽船株式会社
代表取締役社長　乾　　康　之

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、平成28年６月21日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1.　**日　時**　平成28年６月22日（水曜日）午前10時
　　なお、受付開始時刻は、午前９時を予定しております。
2.　**場　所**　東京都千代田区平河町二丁目６番４号
　　海運クラブ（海運ビル）２階ホール

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3. 目的事項

報告事項

1. 第96期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/）に掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

当社（旧イヌイ倉庫株式会社）は、平成26年10月１日付で旧乾汽船株式会社と経営統合を行っております。そのため、当連結会計年度の連結業績における各計数は、前連結会計年度と比較して大幅に変動しております。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用環境の改善を背景とした個人消費の持ち直し等により、景気回復基調が続き、欧州においても緩やかな回復基調となりました。一方、中国をはじめとした新興国の景気減速が鮮明となり、全体としては力強さに欠ける展開となりました。また、日本経済におきましては、政府、日銀による経済財政政策を背景とした企業業績や雇用環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調にありましたが、年明け以降は円高や株価の下落が進展する等、不透明感を強めてまいりました。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの業績におきましては、売上高は20,665百万円、営業損益は3,538百万円の損失、経常損益は4,398百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は主に保有船舶等に係る減損損失の計上があり、14,234百万円の損失となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、イヌイ運送株式会社の完全子会社化に伴い、「倉庫事業」を「倉庫・運送事業」に名称変更しております。

また、対前年同期比は、従来より比較可能な「倉庫・運送事業」と「不動産事業」について記載しております。

① ロジスティクス

・外航海運事業

外航海運事業におきましては、ドライバルク船市況は依然として船腹供給過多の状況にあり、さらに中国経済の減速も重なり、平成28年２月にバルチック海運指数が過去最低を記録する等、採算を大幅に割り込む最低水準となりました。また、燃料油価格低下のコスト減少要因もありましたが、スポット契約の比重が大きいハンディサイズばら積み船においては、市況との連動性が高いことから、極めて厳しい事業環境が続きました。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、売上高は11,507百万円、セグメント損益は市況の低迷の影響を受け、4,703百万円の損失となりました。

・倉庫・運送事業

物流業界におきましては、貨物保管残高は年明け以降、前年同期を下回る水準で推移し、貨物取扱量も通期を通して前年同期を若干下回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、持分法適用関連会社であったイヌイ運送株式会社の連結子会社化により、売上高は前年同期比1,052百万円増収（+33.7%）の4,178百万円となりました。また、セグメント損益は売却による施設の減少等により前年同期比211百万円減益（△102.6%）の5百万円の損失となりました。

② 不動産事業

不動産業界におきましては、都心部の賃貸オフィスビル市況は空室率の低下が続き、賃料水準も小幅な上昇傾向が続いております。また、東京23区の賃貸マンション市況は年明け以降、弱含みが見られるものの概ね前年並みの水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、既存賃貸物件の稼働率上昇による収益寄与に伴い、売上高は前年同期比528百万円増収（＋11.9%）の4,979百万円、セグメント利益は前年同期比740百万円増益（＋51.6%）の2,176百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額(百万円)	構成比(%)
外航海運事業	11,507	55.7
倉庫・運送事業	4,178	20.2
不動産事業	4,979	24.1
合計	20,665	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は割賦を含めて4,941百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
外航海運事業において、船舶２隻に対し、当連結会計年度中に、割賦を含めて3,757百万円投資しております。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
外航海運事業において、建造中の船舶が３隻あります。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
倉庫・運送事業において、賃貸物流施設（信託受益権）を11,400百万円で売却しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「これからの乾汽船」に掲げておりますとおり、これまで築いてきた実績と経験を起点に据え、今後の経営の方向として「経営の３つの軸」を定めております。この考えのもと、これまでの「モノを運ぶ」機能をより進化させ「モノをよく運ぶ」ことを目指し、物流を取り巻く事業環境の変化に負けぬ着実な歩みを進めてまいります。

具体的には、各事業での全ての業務、仕事を対象に終わりなきカイゼン活動を進め、経営の効率化を行うとともに、取り巻く環境変化に即したサービスの拡充をめざし、「モノをよく運ぶ」の実現に取り組んでまいります。また、当社の保有する主要な資産を適切に分配し、各々の資産を事業の推進力とするべく、環境の変化に対応した資産の管理にも注力してまいります。加えて、これからの時代、ますます盛んになる地球規模でのものの動きを見据え、培ってきた機能やネットワークを有効に活用しグローバルロジスティクスに貢献する事業展開に積極的に挑戦してまいります。

「これからの乾汽船」については下記ホームページよりご参照ください。
（http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html）

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第93期 平成25年３月期	第94期 平成26年３月期	第95期 平成27年３月期	第96期 平成28年３月期 (当連結会計年度)
営業収益	百万円 7,442	百万円 7,329	百万円 ―	百万円 ―
売上高	百万円 ―	百万円 ―	百万円 15,814	百万円 20,665
営業利益又は営業損失(△)	百万円 883	百万円 329	百万円 △570	百万円 △3,538
経常利益又は経常損失(△)	百万円 665	百万円 252	百万円 △1,045	百万円 △4,398
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	百万円 286	百万円 156	百万円 9,246	百万円 △14,234
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	円 17.98	円 9.83	円 450.99	円 △567.88
総資産	百万円 40,579	百万円 40,149	百万円 75,850	百万円 50,804
純資産	百万円 16,833	百万円 16,651	百万円 35,947	百万円 20,036
１株当たり純資産	円 1,054.83	円 1,043.46	円 1,433.96	円 799.34

(注)　１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
INUI SHIPPING(SINGAPORE) PTE.LTD.	3,303	100.0	船舶の所有、貸渡及び運航事業
イヌイ運送株式会社	385	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送
イヌイ倉庫開発合同会社	10	100.0	物流不動産事業の企画、開発、賃貸、仲介並びに建物管理

(注)1. 当連結会計年度より、イヌイ運送株式会社の完全子会社化に伴い、同社を新たに重要な子会社に含めております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

① ロジスティクス

・外航海運事業

船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業

・倉庫・運送事業

倉庫、荷役、貨物運送、物流不動産事業の企画、開発、賃貸、仲介並びに建物管理

② 不動産事業

施設賃貸

(注) 当連結会計年度より、イヌイ運送株式会社の完全子会社化に伴い、「倉庫事業」を「倉庫・運送事業」に名称変更しております。

(8) 企業集団の主要拠点等

① 当社

名　　称	事　業　拠　点
本　　社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：６件　　神奈川県：１件
倉 庫 ・ 文 書 セ ン タ ー	東京都：５事業所　茨城県　：１事業所　埼玉県：１事業所 千葉県：４事業所　神奈川県：３事業所

② 子会社

会　　社　　名	事　業　拠　点
DELICA SHIPPING S.A.　（本社　パナマ共和国）	パナマ共和国：１事業所
INUI SHIPPING(SINGAPORE) PTE.LTD.　（本社　シンガポール共和国）	シンガポール共和国：１事業所
イ ヌ イ 運 送 株 式 会 社　（本社　東京都江東区）	東京都：４事業所　その他：３事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社　（本社　東京都中央区）	東京都：３事業所　その他：６事業所
イヌイ倉庫開発合同会社　（本社　東京都中央区）	東京都：１事業所

（注）当連結会計年度より、イヌイ運送株式会社の完全子会社化に伴い、同社を新たに子会社に含めております。

(9) 事業の用に供する船舶の状況

	船　　名	船　　種	総トン数	重量トン数
子 会 社	KEN SAN 他 計　17 隻	貨 物 船	331,897トン	540,281K/T
用　　船	計　12 隻	貨 物 船	274,875トン	467,751K/T
合 計	29 隻		606,772トン	1,008,032K/T

(10) 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度 末　比　増　減
194名	48名増

（注）1. 使用人数は就業人員であります。
2. 対前連結会計年度末比の使用人数の増加の主な理由は、イヌイ運送株式会社の完全子会社化によるものであります。

(11) 主要な借入先の状況

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	9,097百万円
株式会社みずほ銀行	5,860
株式会社愛媛銀行	1,892
三井住友信託銀行株式会社	1,880
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	710

(12) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 70,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 25,066,698株 （自己株式1,006,262株を除く）

(3) **当事業年度末の株主数** 8,618名

(4) **上位10名の株主**

株主名	持株数	持株比率
東京海上日動火災保険株式会社	1,283千株	5.12%
松岡冷蔵株式会社	992	3.96
アルファレオ1号投資事業有限責任組合	985	3.93
立花証券株式会社	984	3.93
株式会社商船三井	980	3.91
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピーピー	928	3.70
乾民治	902	3.60
株式会社三井住友銀行	848	3.38
王子ホールディングス株式会社	727	2.90
インタートラスト トラステイーズ ケイマン リミテッド アズ トラステイー オブ ユビキタス フアンドークラス デイー	727	2.90

（注）1. 持株比率は当社が保有する自己株式（1,006,262株）を控除して計算しております。

2. アルファレオ株式会社及びその共同保有者により、平成28年５月18日（報告義務発生日：平成28年５月11日）付で以下の内容の大量保有報告書の変更報告書が提出されていますが、当社として実質所有株式数を確認することができないため、上記には含めていません。

（大量保有報告書の変更報告書の内容）

アルファレオ株式会社及び共同保有者 合計持株数：2,971千株、合計持株比率：11.86%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾　康之	コーポレート部門担当
取締役 専務執行役員	乾　隆志	オペレーション部門担当
取締役	湯浅和夫	株式会社湯浅コンサルティング代表取締役社長
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学流通情報学部教授
取締役	川﨑清隆	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員） 株式会社ワールド社外取締役
常勤監査役	高橋幸一郎	
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事
監査役	尾﨑輝郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所所長 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行社外取締役 オリックス不動産投資法人執行役員

（注）1. 湯浅和夫、苦瀬博仁、川﨑清隆の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 高橋幸一郎、田中正人、尾﨑輝郎の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役苦瀬博仁、取締役川﨑清隆、監査役田中正人の３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 平成27年６月19日開催の第95回定時株主総会において、新たに尾﨑輝郎氏が監査役に選任され就任しました。
5. 監査役尾﨑輝郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に次のとおり取締役及び監査役の異動がありました。

【担当の異動】（平成27年４月１日付）

地位	氏名	異動前	異動後
代表取締役社長	乾　康之	倉庫事業部門担当 兼物流研究室長	コーポレート部門担当
取締役 専務執行役員	乾　隆志	海運事業部門担当	オペレーション部門担当

【任期満了による退任】（平成27年６月19日付）

地位	氏名
常勤監査役	控井達夫

7. 当事業年度後に次のとおり取締役の異動がありました。
【担当の異動】（平成28年４月１日付）

地位	氏名	異動前	異動後
代表取締役社長	乾　康之	コーポレート部門担当	―
取締役 専務執行役員	乾　隆志	オペレーション部門担当	―

平成28年３月31日現在における執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	朝原　登	営業部門担当
執行役員	加島昭久	総務部担当兼総務部長
執行役員	清水光洋	特命事項担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給金額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (3名)	105百万円 (21百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	28百万円 (24百万円)
合計	9名	133百万円

（注）1. 上記には、平成27年６月19日をもって退任した監査役１名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額は、平成20年２月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成19年２月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成21年２月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役１名に対し７百万円あります。

(4) 社外役員に関する事項

取締役　湯浅　和夫

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社湯浅コンサルティングの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社湯浅コンサルティングとの間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会25回のうち23回に出席し、主に物流業界における長年の経験と知見から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

取締役　苦瀬　博仁

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

流通経済大学流通情報学部の教授を兼務しております。なお、当社と流通経済大学との間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会25回のうち24回に出席し、ロジスティクスシステム等の専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

取締役　川﨑　清隆

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人御堂筋法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と弁護士法人御堂筋法律事務所との間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ワールドの社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ワールドとの間には、特別の関係はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会25回のうち24回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役　高橋　幸一郎

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会25回すべてに出席し、また、監査役会11回すべてに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役　田中　正人

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社エグゼクティブ・パートナーズの理事を兼務しております。なお、当社と株式会社エグゼクティブ・パートナーズとの間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会25回すべてに出席し、また、監査役会11回すべてに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役　尾﨑　輝郎

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

尾﨑輝郎公認会計士事務所の所長を兼任しております。なお、当社と尾﨑輝郎公認会計士事務所との間には、特別の関係はありません。

オリックス不動産投資法人の執行役員を兼任しております。なお、当社とオリックス不動産投資法人の間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間には、資金の借入等の取引があります。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

監査役就任後における当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また、監査役会7回すべてに出席するとともに、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	45百万円

(注)1. 監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・３ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規締結に関する業務の停止）

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

ア．株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

イ．同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

（ｉ）以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定。

1)法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2)顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3)相互発展

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4)企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5)株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6)役職員の連帯と自己発現への環境づくり

役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。

7)個人情報等の適正な管理

個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

8)政治・行政との関係

政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。

9)反社会的勢力及び団体への対処

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10) 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

（ⅱ）内部監査部門として監査室を設置

（ⅲ）コンプライアンスに関する研修体制の整備

（ⅳ）監査室に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月２回（月１回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

（ⅰ）当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

（ⅱ）当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅲ）子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅳ）子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うこととといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

⑦　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、経営方針である「これからの乾汽船」を当社ウェブサイトに掲載し、当社グループの事業活動への浸透、遵守に努めています。また、これらの方針の遵守状況は、当社の取締役会等に報告されています。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月１回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しています

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらない一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。更なる成長の実現への投資を行いつつ、引き続き安定配当も十分考慮してまいります。

また、当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保の使途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

（注） 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**13,623**	**流動負債**	**8,828**
現金及び預金	10,578	営業未払金	1,269
営業未収金	1,496	短期借入金	3,030
繰延及び前払費用	560	１年内返済予定の長期借入金	2,839
貯蔵品	368	未払費用	103
その他	622	未払法人税等	36
貸倒引当金	△3	賞与引当金	101
固定資産	**37,180**	用船契約損失引当金	316
有形固定資産	**28,470**	その他	1,132
船舶	11,955	**固定負債**	**21,938**
建物及び構築物	14,868	長期借入金	15,535
機械装置及び運搬具	27	繰延税金負債	1,306
工具、器具及び備品	392	退職給付に係る負債	54
土地	1,221	受入保証金	1,460
建設仮勘定	5	長期前受収益	560
無形固定資産	**295**	長期割賦未払金	1,738
ソフトウェア	87	特別修繕引当金	152
商標権	196	用船契約損失引当金	755
その他	11	その他	375
投資その他の資産	**8,415**	**負債合計**	**30,767**
投資有価証券	7,695	**純資産の部**	
その他	740	**株主資本**	**18,826**
貸倒引当金	△20	**資本金**	**2,767**
		資本剰余金	**11,625**
		利益剰余金	**5,442**
		自己株式	**△1,009**
		その他の包括利益累計額	**1,210**
		その他有価証券評価差額金	**950**
		繰延ヘッジ損益	**△138**
		為替換算調整勘定	**398**
		純資産合計	**20,036**
資産合計	**50,804**	**負債・純資産合計**	**50,804**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**20,665**
売上原価		**22,647**
売上総損失		**1,981**
販売費及び一般管理費		**1,556**
営業損失		**3,538**
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	127	
持分法による投資利益	11	
受取保証料	13	
受取保険金	38	
その他	34	**259**
営業外費用		
支払利息	428	
船舶燃料受渡精算金	329	
シンジケートローン手数料	252	
その他	108	**1,119**
経常損失		**4,398**
特別利益		
保険解約返戻金	24	
固定資産売却益	2,792	
負ののれん発生益	21	
段階取得差益	101	
その他	1	**2,941**
特別損失		
固定資産除却損	13	
固定資産売却損	43	
減損損失	13,961	
造船契約解約損	513	
その他	2	**14,534**
税金等調整前当期純損失		**15,992**
法人税、住民税及び事業税		15
法人税等調整額		△1,773
当期純損失		**14,234**
親会社株主に帰属する当期純損失		**14,234**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度期首残高	2,767	11,625	20,128	△1,006	33,514
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△451		△451
親会社株主に帰属する当期純損失			△14,234		△14,234
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		△0		0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	―	△0	△14,685	△2	△14,688
当連結会計年度末残高	2,767	11,625	5,442	△1,009	18,826

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度期首残高	2,196	△98	334	2,433	35,947
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△451
親会社株主に帰属する当期純損失					△14,234
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△1,245	△40	63	△1,222	△1,222
当連結会計年度中の変動額合計	△1,245	△40	63	△1,222	△15,911
当連結会計年度末残高	950	△138	398	1,210	20,036

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称　　５社　DELICA SHIPPING S.A.、
INUI SHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.、
イヌイ運送㈱、
イヌイ倉庫オペレーションズ㈱、
イヌイ倉庫開発（同）

(注)前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたイヌイ運送㈱は、平成27年７月１日付で全株式を取得し完全子会社としたため、連結の範囲に含めております。

②主要な非連結子会社の数及び名称　２社　イヌイ倉庫住宅サービス㈱、㈱東京エースボウル

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び名称　０社

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたイヌイ運送㈱は、平成27年７月１日付で全株式を取得し完全子会社としたため、持分法の適用範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました博多アイランドシティマネージメント(同)及び博多アイランドシティプロパティー特定目的会社は、平成27年９月に清算結了したため、持分法の適用範囲から除外しております。

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたかちどきＧＲＯＷＴＨ　ＴＯＷＮ㈱は、平成28年３月に株式を譲渡したため、持分法の適用範囲から除外しております。

②持分法を適用していない非連結子会社　　２社　イヌイ倉庫住宅サービス㈱、
㈱東京エースボウル

（持分法の適用範囲から除外した理由）

持分法を適用していない非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

不動産投資事業に係る特別目的会社等の持分法適用による投資損益については営業損益の区分に計上しております。

(3) 連結子会社等の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項
① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券……償却原価法（定額法）
その他有価証券
イ．時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
ロ．時価のないもの……移動平均法による原価法
② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品……主に移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
④ 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
イ．船舶……定額法
ロ．その他……定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
船舶　３年～15年
建物　３年～47年
構築物　３年～45年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤　引当金の計上基準
貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
特別修繕引当金……船舶安全法による船舶の定期検査工事に係る費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。
用船契約損失引当金……用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

⑥　収益及び費用の計上基準
海運業収益及び費用の計上方法は、航海日割基準によっております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段……為替予約
　ヘッジ対象……外貨建予定取引
・ヘッジ手段……金利スワップ
　ヘッジ対象……借入金
・ヘッジ手段……商品先物
　ヘッジ対象……船舶燃料

ハ．ヘッジ方針……社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法…従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

ロ．消費税等の会計処理方法…税抜方式を採用しております。
なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

(5) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「受取保険金」は0百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

船舶	6,297百万円
建物及び構築物	12,247百万円
土地	205百万円
計	18,750百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,950百万円
１年内返済予定の長期借入金	2,166百万円
その他	114百万円
長期借入金	13,507百万円
長期割賦未払金	1,738百万円
計	19,476百万円

なお、投資有価証券のうち10百万円は宅地建物取引の保証金として東京都に供託をしております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,049百万円

(3) 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額 1,695百万円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、上記の借入金のうち、4,082百万円について財務制限条項に抵触することとなりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する同意を得るための手続きを進めております。

3.　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の発行済株式の総数
普通株式	26,072,960株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月19日定時株主総会	普通株式	225百万円	利益剰余金	9円	平成27年３月31日	平成27年６月22日
平成27年11月10日取締役会	普通株式	225百万円	利益剰余金	9円	平成27年９月30日	平成27年12月７日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

次のとおり、決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月22日定時株主総会	普通株式	225百万円	利益剰余金	9円	平成28年３月31日	平成28年６月23日

4.　金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、外航海運、倉庫・運送、不動産の各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余剰円資金の運用については銀行預金を中心に行っておりますが、一部デリバティブの手法が組み込まれている複合金融商品を利用しております。余剰外貨資金の運用については銀行預金のほかに、外貨建投資信託を保有しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、将来の為替・金利・燃料価格の変動によるリスク回避を目的としており、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時 価（※1）	差 額
(1) 現金及び預金	10,578	10,578	－
(2) 営業未収金	1,496	1,496	－
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	10	10	0
② その他有価証券	7,109	7,109	－
(4) 営業未払金	(1,269)	(1,269)	－
(5) 短期借入金	(3,030)	(3,030)	－
(6) 長期借入金 （※2）	(18,375)	(18,432)	56
(7) 受入保証金	(1,460)	(1,444)	△15
(8) 長期割賦未払金 （※2）	(1,852)	(1,892)	39
(9) デリバティブ取引 （※3）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	(157)	(157)	－

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※2) 長期借入金、長期割賦未払金には１年内返済予定の金額も含めて表示しております。

(※3) デリバティブ取引については、純額で表示しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 営業未払金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額とほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。一部、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元

利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 受入保証金

受入保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、契約満了日までの期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期割賦未払金

長期割賦未払金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

通貨関連、金利関連、船舶燃料等のデリバティブ取引については取引先金融機関等から提示された価格によっております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．非上場株式・その他（連結貸借対照表計上額694百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5.　賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル等（土地を含む。）を有しております。平成28年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,095百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
24,038	△8,655	15,382	59,080

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は不動産売却（8,610百万円）であります。

３．当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

6. 企業結合等関係

当社は、平成27年７月１日付で持分法適用関連会社であるイヌイ運送株式会社（以下、イヌイ運送）の全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　イヌイ運送株式会社

事業の内容　　一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業他

②企業結合を行った主な理由

当社とセンコー株式会社は、引越事業を営むイヌイ運送において、平成21年より、約６年に亘り共同して同社事業の成長を目指してまいりました。この取り組みにより一定の成果は得られましたが、両社は、近年の厳しい事業環境の下、さらなる事業の成長には、経営の一元化が適しており、当社がセンコー株式会社の出資分を引き取ることで合意に至りました。なお、両社は引越事業に関する相互協力の関係を維持・継続し、イヌイ運送の事業の発展に寄与してまいります。

③企業結合日

平成27年７月１日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率　49.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率　51.0%

取得後の議決権比率　100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とし、イヌイ運送の発行済株式の100%を保有することとなったためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年７月１日から平成28年３月31日まで

なお、平成27年６月30日までの期間の業績については、持分法による投資利益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価　　現金　　1,022百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　４百万円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益　　101百万円

(6) 負ののれん発生益の金額及び発生要因
①金額　　21百万円
②発生要因　　企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったためであります。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,453百万円
固定資産	1,302百万円
資産合計	2,756百万円
流動負債	513百万円
固定負債	197百万円
負債合計	710百万円

7. １株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額　　799円34銭
(2) １株当たり当期純利益　　△567円88銭

8. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

9. その他の注記
減損損失に関する注記
当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	用途	種類	減損損失
東京都中央区	外航海運事業用資産	ソフトウェア・その他無形固定資産	64百万円
パナマ共和国		船舶・建設仮勘定	9,726百万円
シンガポール共和国		船舶・商標権	4,169百万円
東京都足立区	倉庫・運送事業用資産	建物	１百万円

減損損失の算定にあたっては、事業所別等の管理会計上の区分を単位として、資産のグルーピングを行っております。
当連結会計年度において、営業活動による収益性の低下や時価の下落等が認められるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（13,961百万円）として特別損失に計上しました。

なお、船舶の回収可能額は正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額により算定しております。また、船舶以外の資産の回収可能額は零として評価しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**9,954**	**流動負債**	**6,845**
現金及び預金	6,516	海運業未払金	602
海運業未収金	752	営業未払金	268
営業未収金	320	短期借入金	3,530
繰延及び前払費用	301	1年内返済予定の長期借入金	1,044
立替金	313	未払金	113
貯蔵品	250	未払法人税等	32
代理店債権	175	未払費用	42
短期貸付金	6,272	前受金	63
その他	327	前受収益	205
貸倒引当金	△5,275	賞与引当金	83
固定資産	**25,933**	用船契約損失引当金	316
有形固定資産	**16,249**	その他	543
建物	14,641	**固定負債**	**8,843**
構築物	181	長期借入金	4,391
機械及び装置	12	繰延税金負債	881
車両運搬具	9	退職給付引当金	0
工具、器具及び備品	366	受入保証金	1,624
土地	1,033	長期前受収益	560
建設仮勘定	5	用船契約損失引当金	755
無形固定資産	**286**	債務保証損失引当金	331
ソフトウェア	82	その他	299
商標権	196	**負債合計**	**15,688**
その他	7	**純資産の部**	
投資その他の資産	**9,397**	**株主資本**	**19,232**
投資有価証券	7,081	**資本金**	**2,767**
関係会社株式	1,753	**資本剰余金**	**11,625**
その他の関係会社有価証券	10	資本準備金	2,238
長期貸付金	512	その他資本剰余金	9,387
長期前払費用	53	**利益剰余金**	**5,847**
差入保証金	199	利益準備金	414
保険積立金	257	その他利益剰余金	5,433
その他	61	配当準備積立金	300
貸倒引当金	△532	別途積立金	9,900
		固定資産圧縮積立金	68
		繰越利益剰余金	△4,834
		自己株式	**△1,009**
		評価・換算差額等	**967**
		その他有価証券評価差額金	**1,026**
		繰延ヘッジ損益	**△58**
資産合計	**35,888**	**純資産合計**	**20,200**
		負債・純資産合計	**35,888**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
海運業収益	10,583	
倉庫・運送業収益	2,607	
不動産業収益	4,903	18,095
売上原価		
海運業費用	13,890	
倉庫・運送業費用	2,534	
不動産業費用	2,834	19,259
売上総損失		1,163
販売費及び一般管理費		1,367
営業損失		2,531
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	1,111	
受取保証料	23	
その他	22	1,193
営業外費用		
支払利息	187	
船舶燃料受渡精算金	328	
為替差損	245	
その他	46	809
経常損失		2,147
特別利益		
保険解約返戻金	24	
固定資産売却益	2,790	
関係会社株式売却益	91	
その他	1	2,908
特別損失		
固定資産除却損	12	
減損損失	65	
関係会社清算損	449	
関係会社株式評価損	11,994	
貸倒引当金繰入額	5,785	
債務保証損失引当金繰入額	331	18,638
税引前当期純損失		17,877
法人税、住民税及び事業税		16
法人税等調整額		△77
当期純損失		17,816

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	300	222	9,900	13,278	24,115
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△451	△451
固定資産圧縮積立金の取崩							△155		155	－
当期純損失									△17,816	△17,816
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0	△0						
税率変更による増加額							1		△1	－
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										
当事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	－	△154	－	△18,113	△18,267
当期末残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	300	68	9,900	△4,834	5,847

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	△1,006	37,502	1,996	△25	1,970	39,473
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△451				△451
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純損失		△17,816				△17,816
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
税率変更による増加額		－				－
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			△969	△33	△1,003	△1,003
当事業年度中の変動額合計	△2	△18,270	△969	△33	△1,003	△19,273
当期末残高	△1,009	19,232	1,026	△58	967	20,200

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1.　重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

イ．時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

ロ．時価のないもの……移動平均法による原価法

②　デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……主に移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～47年

構築物　　３年～45年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金……従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を簡便法により計上しております。

用船契約損失引当金……用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

（追加情報）

当事業年度において、債務保証に伴う損失発生の可能性が高まったことから、その損失に備えるため負担額として見込まれる金額を引当金計上しております。

債務保証損失引当金……関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

海運業収益及び費用の計上方法は、航海日割基準によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
イ．ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
ロ．ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金
ハ．ヘッジ手段……商品先物
ヘッジ対象……船舶燃料
③ ヘッジ方針……社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理方法…税抜方式を採用しております。
なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

(7) 表示方法の変更
該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	6,570百万円
長期金銭債権	512百万円
短期金銭債務	827百万円
長期金銭債務	164百万円

(2) 担保に供している資産

建物	12,247百万円
土地	205百万円
計	12,453百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,950百万円
１年内返済予定の長期借入金	745百万円
長期借入金	4,090百万円
計	6,785百万円

なお、投資有価証券のうち10百万円は宅地建物取引の保証金として東京都に供託をしております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 20,825百万円

(4) 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額 1,695百万円

(5) 偶発債務

子会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証（債務保証と実質的に同一であると解釈されるもの）を行っております。

DELICA SHIPPING S.A.	9,812百万円
INUI SHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.	4,980百万円
計	14,793百万円

(6) 財務制限条項

当事業年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、上記の借入金のうち、4,082百万円について財務制限条項に抵触することとなりましたが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使猶予に対する同意を得るための手続きを進めております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	333百万円
	営業費用	6,104百万円
	営業取引以外の取引高	3,797百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,006,262株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

（注） 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額46百万円及び法人税等調整額（借方）17百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が29百万円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7.　関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(※7)	科目	期末残高(百万円)(※7)
子会社	DELICA SHIPPING S.A.	(所有)直接 100.0	船舶の管理	船舶管理(※3)	295	立替金	296
			船舶管理の代理業務	受取配当金	967	―	―
				船舶の賃借(※1)	4,625	―	―
			資金の援助	資金の貸付(※2)	1,986	短期貸付金	6,272
			役員の兼任	債務保証(※5)	9,812	―	―
	INUI SHIPPING (SINGAPORE) PTE.LTD.	(所有)直接 100.0	資金の援助	資金の貸付(※2)	―	長期貸付金	512
				債務保証(※5、9)	4,980	―	―
				保証料の受取(※6)	10	―	―
	イヌイ倉庫オペレーションズ㈱	(所有)直接 100.0	物流業務の委託	支払運送費	571	営業未払金	80
				荷役費(※4)	316		
	イヌイ運送㈱	(所有)直接 100.0	物流業務の委託	資金の借入(※10)	700	短期借入金	700
関連会社	かちどきGROWTH TOWN㈱(※8)	(所有)直接 36.0	不動産の賃借	債務保証(※5)	2,632	―	―
				保証料の受取(※6)	13	―	―
	博多アイランドシティマネージメント(同)(※11)	(所有)直接 50.0	出資	関係会社出資金の払戻	2,765	―	―

(注) 上記子会社のうち2社に対して、貸倒引当金5,785百万円を計上しております。

(※1) 船舶の用船料は、契約に基づき、各社のコストを反映して決定しております。
(※2) 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
(※3) 船舶管理料は、業務に係る人件費等のコストを勘案して決定しております。
(※4) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
(※5) 金融機関からの借入金について、債務保証(債務保証と実質的に同一であると解釈されるもの)を行っております。
(※6) 債務保証に対しては、市場金利を勘案した合理的な保証料を受領しております。
(※7) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
(※8) かちどきGROWTH TOWN㈱は、平成28年3月31日付で全ての株式を譲渡しているため、取引金額は同社が関連当事者であった期間の取引金額を、また議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものをそれぞれ記載しております。

（※9） 当事業年度において331百万円の債務保証損失引当金繰入額及び債務保証損失引当金を計上しております。
（※10）資金の借入利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
（※11）博多アイランドシティマネージメント(同)は、平成27年9月にで清算結了しているため、取引金額は同社が関連当事者であった期間の取引金額を、また議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものをそれぞれ記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	805円85銭
(2) １株当たり当期純利益	△710円75銭

9. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

10. その他の注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

乾汽船株式会社
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　武内　清信　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　北澄　和也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、乾汽船株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

乾汽船株式会社
　取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　武内　清信　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　北澄　和也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、乾汽船株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

乾汽船株式会社　監査役会

常勤社外監査役　高橋　幸一郎　㊞

社 外 監 査 役　田中　正人　㊞

社 外 監 査 役　尾﨑　輝郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策に備えるため、配当準備積立金及び別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目とその額

配当準備積立金	300,000,000円
別途積立金	5,700,000,000円

(2)増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	6,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金９円 総額225,600,282円

（年間配当金は、１株につき中間配当金９円を含め、合計18円となります。）

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月23日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	乾（いぬい）　康之（やすゆき） (昭和43年12月５日生)	平成16年４月　当社入社 平成18年２月　同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長 平成18年12月　同常務取締役不動産本部長兼管理本部社長室長 平成19年12月　同常務取締役管理本部社長室長 平成20年２月　同代表取締役専務取締役 平成20年12月　同代表取締役社長 平成21年４月　イヌイ運送株式会社取締役会長 平成25年５月　当社代表取締役社長物流事業部門担当 平成26年10月　同代表取締役社長倉庫事業部門担当兼物流研究室長 平成27年４月　同代表取締役社長コーポレート部門担当 平成28年４月　同代表取締役社長(現任)	28,130株
2	乾（いぬい）　隆志（たかし） (昭和45年12月20日生)	平成19年８月　旧乾汽船株式会社入社 平成19年８月　株式会社商船三井出向 平成24年６月　旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長 平成26年６月　同代表取締役社長 平成26年10月　当社取締役専務執行役員海運事業部門担当 平成27年４月　同取締役専務執行役員オペレーション部門担当 平成28年４月　同取締役専務執行役員(現任)	50,505株
3	湯浅（ゆあさ）　和夫（かずお） (昭和21年３月10日生)	昭和46年４月　株式会社日通総合研究所入社 平成11年６月　同取締役 平成13年６月　同常務取締役 平成16年３月　同常務取締役退任 平成16年４月　株式会社湯浅コンサルティング代表取締役社長(現任) 平成23年６月　当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社湯浅コンサルティング代表取締役社長	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	苦瀬博仁（くせ ひろひと） （昭和26年３月１日生）	昭和61年４月　東京商船大学（現東京海洋大学） 商船学部船舶運航研究施設助教授 平成６年10月　同商船学部流通情報工学課程教授 平成15年10月　東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授（大学統合による） 平成21年４月　同理事・副学長 平成23年９月　日本物流学会会長 平成24年６月　当社社外取締役（現任） 平成26年４月　流通経済大学流通情報学部教授（現任） （重要な兼職の状況） 流通経済大学流通情報学部教授	0株
5	川崎清隆（かわさき きよたか） （昭和40年11月26日生）	平成３年４月　弁護士登録 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所 平成12年１月　同事務所パートナー 平成14年12月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任） 平成18年６月　株式会社ワールド社外取締役（現任） 平成26年10月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員） 株式会社ワールド社外取締役	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 湯浅和夫、苦瀬博仁、川崎清隆の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、苦瀬博仁、川崎清隆の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 湯浅和夫氏は、物流業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
4. 苦瀬博仁氏は、ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 川崎清隆氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 湯浅和夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
7. 苦瀬博仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
8. 川崎清隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年９ヶ月となります。
9. 社外取締役との責任限定契約について
湯浅和夫、苦瀬博仁、川崎清隆の３氏は、当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。また、湯浅和夫、苦瀬博仁、川崎清隆の３氏の選任が承認された場合、当社は３氏との間で、同内容の責任限定契約をそれぞれ締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第96回定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区平河町二丁目６番４号
　　海運クラブ（海運ビル）２階ホール
電　話　03(3264)1825

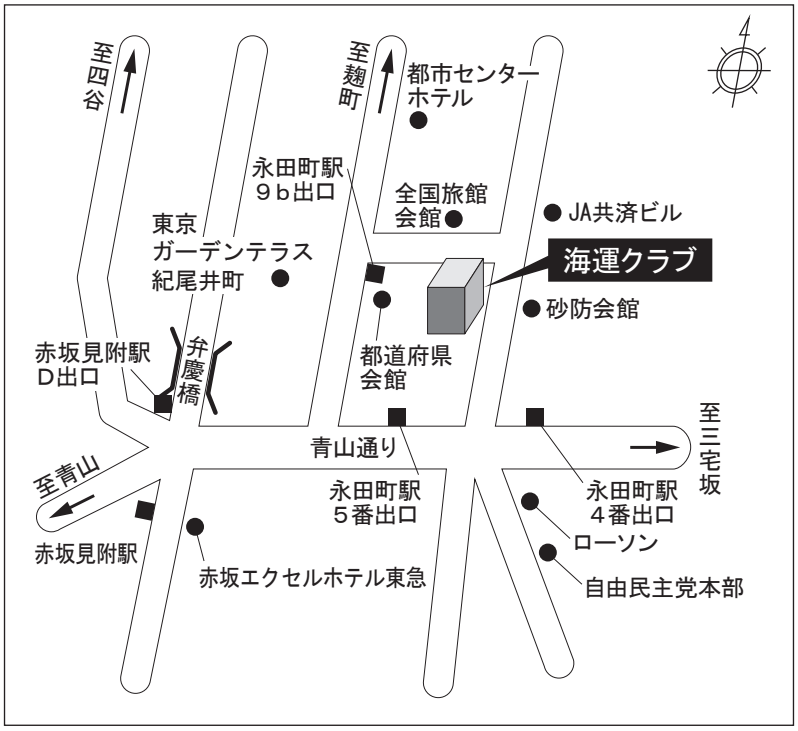

交通のご案内

・東京メトロ半蔵門線・有楽町線・南北線
　永田町駅４番、５番及び９ｂ出口　　徒歩２分
・東京メトロ銀座線・丸ノ内線　赤坂見附駅D出口　徒歩５分